

## 子ども医療費助成制度の法整備を求める意見書

少子化や子どもの貧困化が深刻化するなかで、若い世代が経済的な心配をせずに子どもを産み育てられる環境づくりが求められている。なかでも子どもの医療費用は、子育て世代にとって負担が大きく、その軽減は急務である。親の経済状況に左右されることなく未来を担うすべての子どもたちが必要な医療を受けられることが重要である。

医療保険制度における子どもの自己負担額は0歳から就学前までが2割、就学時から3割であるが、現在、すべての都道府県が域内の市町村に補助を行い、多くの市町村がそれに上乗せして子どもの医療費を助成している。しかし、厳しい財政状況のもと、地方単独事業であることから、助成の対象年齢や自己負担額などについて、大きな自治体間格差が生じている。

よって、国におかれては、子ども・子育て支援の観点から、国の制度として一元化を図り、下記の事項について早急に対応されるよう強く要望する。

### 記

- 1 国の制度として一元化し、すべての子どもの医療費窓口負担のない現物給付方式とし、中学校卒業まで全額助成すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年12月22日

衆議院議長 様ほか

魚津市議会